

倫理委員会議事録

1. 日時 平成23年6月30日（木） 15:00～15:15
2. 場所 応接室
3. 出席者 副院長、統括診療部長、事務部長、看護部長、薬剤科長、管理課長
永田 敬二医師
4. 申請者 永田 敬二
5. 議題 フェノール法による陥入爪の治療について（申請2）
6. 記録者 管理課長

議事要旨

<副院長>

議題について申請理由を説明されたい。

<永田医師> > . . . 申請2 配布資料により説明

目的

- ・ 保存的治療では改善しない患者では根治的な手術療法も行われるが、術後の疼痛が強いことと、再発の可能性もあることが問題とされている。そのため、広く教科書にも記載され一般的な治療法として多くの施設で採用されている、確実に爪母を処置し、術後疼痛の少なく保険適応外の薬品を使用するフェノール法により、治療を行う。

審査請求理由

- ・ 陥入爪治療において、フェノールおよび無水エタノールは保険適用がないため、これらを使用して治療を行うことから、審査を求める。

<副院長>

- ・ 患者に対してはメリットが大きく、治療に際しては、手技等の十分な説明を行い、患者に同意書への署名をもらうのであれば、問題はないと思われるが他の委員の意見はどうか。

《全委員異議なし》

<副院長>

承認判定で院長へ答申する。

(様式 2)

倫理委員会審査判定答申書

平成23年7月4日提出

独立行政法人国立病院機構
広島西医療センター病院長 殿

広島西医療センター倫理委員会
委員長 奥谷卓也 印

受付番号 2

課題名 フェノール法による陥入爪の治療について

申請者 永田敬二

上記についての諮問に対し、平成23年6月30日の倫理委員会において審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1. 判定

承認

2. 理由

フェノールおよび無水エタノールは保険適用がないが、フェノール法による治療については、確実に爪母を処置し術後疼痛も少なく、患者のメリットが大きい。手技等の十分な説明を行い、同意書も作成されるので、倫理上問題はない。

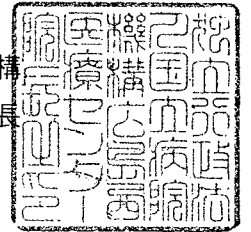
(様式 3)

倫理委員会審査判定通知書

平成23年7月4日

申請者 永田敬二 殿

独立行政法人国立病院機構
広島西医療センター病院長



受付番号 2

課題名 フェノール法による陥入爪の治療について

代表者名(責任者) 永田敬二

平成23年6月8日付で審査の申請があった、上記課題について、下記のとおり判定したので通知する。

記

1. 判定

①承認

②条件付承認

③不承認

④非該当

2. 理由

フェノールおよび無水エタノールは保険適用がないが、フェノール法による治療については、確実に爪母を処置し術後疼痛も少なく、患者のメリットが大きい。手技等の十分な説明を行い、同意書も作成されるので、倫理上問題はなく承認する。